

久留米広域消防本部からのお知らせ！

令和7年4月1日から

消防用設備等に係る

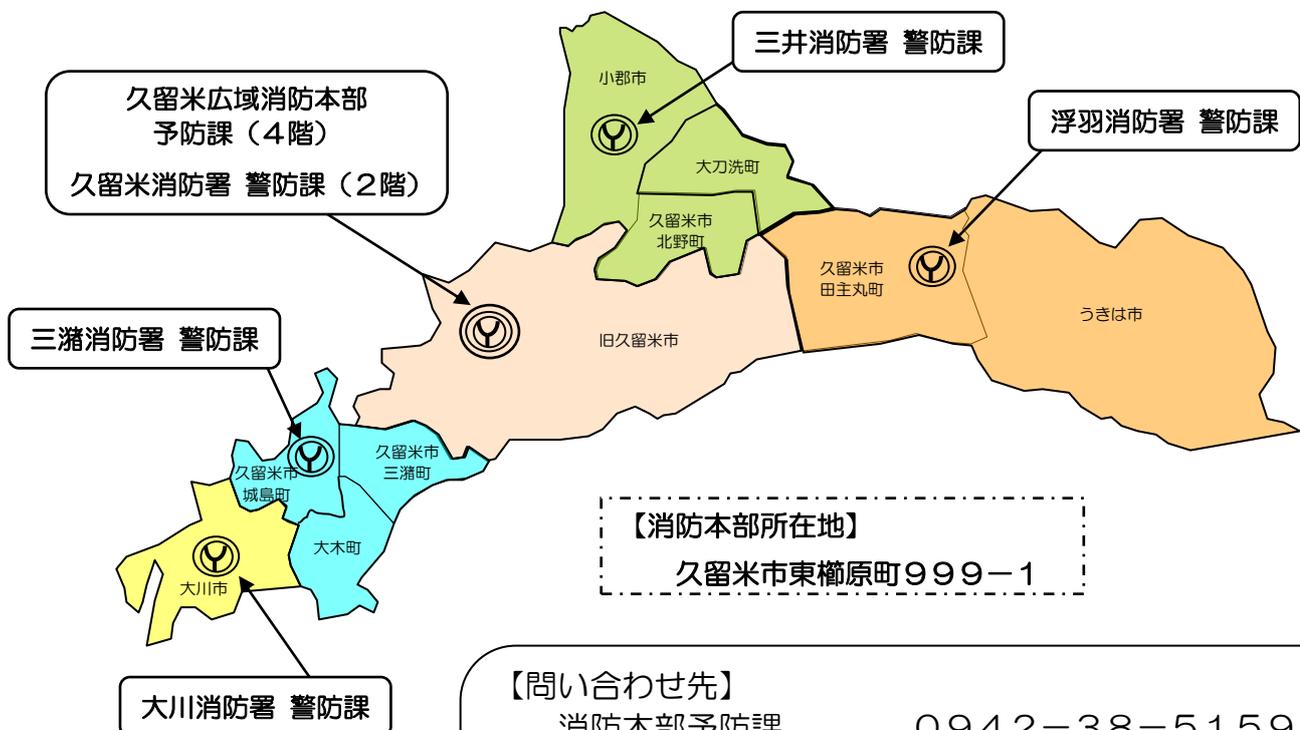
申請、届出等の窓口が

建物面積等に応じて変わります。

現在、消防本部予防課で行っている次の事務の一部を各消防署警防課で行うこととなります。

審査事務等	建築物に係る消防同意審査事務
	事前相談事務
	検査事務
申請・届出事務	消防用設備等設置届出書に係る受付事務
	工事整備対象設備等着工届出書に係る受付事務

※ 詳細については裏面をご覧ください。



【問い合わせ先】

消防本部予防課	0942-38-5159
久留米消防署警防課	0942-38-5161
三井消防署警防課	0942-72-5101
浮羽消防署警防課	0943-72-4193
三瀬消防署警防課	0942-62-2185
大川消防署警防課	0944-88-1145

各種申請及び届出窓口一覧

【消防用設備等に係る申請・届出先】

区分	申請・届出の内容	窓口	
		消防本部 予防課	各消防署 警防課
消防同意	消防法施行令別表第1に掲げる対象物	○※1	○※2
	特定共同住宅（平成17年総務省令40号）	○	
	特定共同住宅以外の共同住宅（※面積関係なし）		○
	消防法施行令別表第1に掲げる対象物以外 （住宅・長屋・住宅車庫等）		○
	消防法第10条第1項に規定する製造所等	○	
計画通知	消防法施行令別表第1に掲げる対象物	○※1	○※2
消防通知	住宅等の通知（※従前から変更なし）	○	
特例申請	新規特例	○	○※3
	既存特例の内容変更		○
届出	消防同意に伴う着工届・設置届	○※1	○※2
	消防同意に伴わない着工届・設置届		○
	既存設備に係る着工届・設置届（取替え等）		○
証明	消防用設備等検査済証交付証明願		○
	消防用設備等設置証明申請		○

※1・・・延べ面積1,400㎡を超えるもの

※2・・・延べ面積1,400㎡以下のもの

※3・・・当消防本部消防用設備等技術基準（総論）による申請

【その他申請・届出】※変更なし

区分	申請・届出の内容	窓口	
		消防本部 予防課	各消防署 出張所
申請	防火（防災管理）対象物点検報告特例認定申請		○
	消防法令適合通知書交付申請		○
届出	防火対象物使用開始届出	○※	○
	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告		○
	防火（防災）管理者選任（解任）届出		○
	消防計画作成（変更）届出		○
	防火対象物点検結果報告		○
	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出	○※	○

※ 1,400㎡を超える対象物の新築に係る届出

◎ 危険物施設に係る申請・届出については、変更ありません。

◎ 上記以外の申請・届出の窓口については、表面の問合せ先に確認願います。